

当会場では、宴会又は催事(以下宴会等と称します)のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は、所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。但し次の会場使用時刻の関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承下さい。

2. 打ち合わせ

宴会等の内容については事前にお打ち合わせください。最終的なお打ち合わせは宴会開催日の10日前までにお済ませください。

3. 支払い

宴会開催日から31日以内に現金または銀行振込でお支払いください。

4. 取消料と期日変更料

すでにご契約いただいた宴会ご婚礼等をご都合によりお取消しの場合は下記のとおりお支払いいただきます。

ご披露宴の場合

◎ご披露宴の60日前までは

申し込み金と実費（印刷代等）

◎ご披露宴の30日前までは

申し込み金及び御料理金額の20%と実費

◎ご披露宴の7日前までは

申し込み金及び御料理金額の30%と実費、外注商品はお引取りいただきます。

◎ご披露宴の3日前から当日

申し込み金及び御料理金額の100%と実費、外注商品はお引取りいただきます。

尚、いずれも期日変更に関しては変更料を頂く場合がございます。

一般宴会、展示会等の場合

◎開催日の30日前より7日前までの間

ご会合見積金額の20%

◎開催日の6日前より2日前までの間

ご会合見積金額の30%

◎開催日前日より当日

ご会合見積金額の100%

5. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興及びコンパニオン等につきましては、当会場より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接当会場の指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため事前に当会場にご連絡いただき了解を得た後にご注文なさって下さい。また手数料を頂戴する場合がございますのでご注意下さい。（当会場の事前の同意を得ないで、直接業者にご依頼なされることはご遠慮下さい。）

6. 直接ご依頼の業者に対する指示

当会場の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入、搬出又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、当会場の美観、動線の事など踏まえて一定のルールの下に実施していただく様に当会場がその業者の方々にご指示申し上げます。

7. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）およびお客様が直接ご依頼された業者の方々は、当会場施設、什器、備品等を破損したり損傷しないよう充分にご注意下さい。もし施設、什器、備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当会場よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又その損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

8. 駐車場のご利用

当社駐車場内での事故等の責任は一切負いかねますのでご了承下さい。

9. 禁止・利用禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止・利用禁止事項となっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

A. 法令又は公序良俗に反する行為

B. 盲導犬・介助犬以外の犬、猫、小鳥等家畜の持ち込み

C. 発火または引火性のある危険物の持ち込み

D. 悪臭を発生する物の持ち込み

E. 備品の移動

F. その他、法令で禁じられている行為

G. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、

その他の反社会的勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

10. 解約

宴会等にご出席のお客様が法令、又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、或いは他のお客様にご迷惑をおかけすると当会場が判断したとき又はこの“宴会・催事規約”に違反なされた場合はご宴会等のお申し込みをお断りするか、又は既にご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承下さい。

申込日 年 月 日

宴会開催日 年 月 日 担当者・連絡先

宴会名